議事内容

(1) 議事録署名者は、審議会運営規程第6条の規定に基づき、会長の指名により、1号 委員の長谷川浩敏委員、2号委員の原田祐治委員に決定した。

(2) 付議事項

諮問第1号 春日井市立地適正化計画の変更について

【苅谷都市政策課長】 (資料に基づき決定内容について説明)

【横 江 委 員】 3件目の意見について、2階建てについては「3.0m」、平屋建てについては「0.5m」としている根拠を、一方では、国土交通省が作成している水害ハザードマップ作成の手引き、他方では建築基準法としているが、引用元を統一することはできなかったのか。

【苅谷都市政策課長】 水害ハザードマップ作成の手引きにおいて、1階床面高は建築基準 法より 0.45m以上としているため、いずれも水害ハザードマップ作 成の手引きより引用している。

【大塚委員】 4名の方から8件の意見が寄せられ、そのうち2件については、まとめて回答しているとのことだが、それはどの意見か。

【苅谷都市政策課長】 6件目の意見で、具体的にどのような取組を行うのかという意見と、 権利を制限する根拠は何かという意見を別々にいただいた。

【田 中 委 員】 先日の能登半島地震によって、市民の災害に対する不安や防災への 関心が高まっている。甚大な被害が想定される地震が発生した場合 の、市としての方針についても来年度は検討してほしい。例えば耐 震補強がされていない建物は市内にどれくらい存在しているのか、 建物の倒壊や地割れで道路の機能性が損なわれる可能性はないのか、 液状化の発生しやすい場所がどこなのか、そういったところも市と してしっかりと調査をしてほしい。

また、水害では大量のごみが発生する。被災した際におけるごみの集積場所や処分の方法などについてもしっかりと検討してほしい。

【苅谷都市政策課長】 本計画では、主に水害に関して、エリアごとに潜んでいる災害リス クを数値化して周知をするものとなっている。地震、水害などの災 害に対して、自分の命は自分で守るという防災意識を高めることが 重要と認識している。一方でソフト面の対策以外にも被災後のごみ の問題や支援物資を運搬するための緊急輸送道路の整備については、 各部署と連携し、限界はあるが不足している部分については、整備 していく必要がある。

【磯 部 会 長】 他に意見がないようなので、原案に意義のない方の挙手を求める。 (全員挙手)

【磯 部 会 長】 全員挙手であり、原案に異議ないものとして決定し、その旨を春日 井市長に答申することとする。

午前10時30分閉会

上記のとおり、令和5年度第3回春日井市都市計画審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、議長及び出席委員2人が署名する。